呂不韋と秦の覇業—『呂氏春秋』の評価をめぐって—

久富木成大

はじめに
一　社会認識
二　時間認識
三　兵について
四　国家体制と秦の覇業
おわりに
注

はじめに

戦国時代の末期（西暦紀元前三世紀）に、大商人大政治家として、呂不韋は活躍した。その伝記は、『戦国策』や『史記』のなかにおさめられている。しかし、それらには物語り的な要素がつよく、そのすべてが真実を伝えているとは思われない。一方、呂不韋の名を冠した『呂氏春秋』が今に伝えられている。ところが、この書物は、呂不韋の行動については、ほとんど何も語っていない。そのために、二千年以上も経過した後世の我々にとって、呂不韋の真実の姿を知ることは非常にむつかしい。

この呂不韋と秦の始皇帝との関係についても、わからないことが多い。このことに関連して、『呂氏春秋』に対しての、相反する二つの見方がある。以下に、それを示そう。

○蓋し秦勢彊大、ゆくゆく將に一統せんとするを以て、故に不韋、賓客を延き集め、各々聞く所に據りて、月令を撰し、圜道を闡（あき）らかにし、人事を證す。天地陰陽四時日月星辰、五行禮義の屬をのせ、名づけて春秋といふ。以て天下を定め、政教を施さんと欲するなり。（蓋以秦勢彊大、行將一統、故不韋延集賓客、各據所聞、撰月令、闡圜道、證人事、載天地陰陽四時日月星辰五行禮義之屬、名曰春秋、欲以定天下、施政教＝中華民国二十四年九月二十九日、孫人和）

これは許維遹の『呂氏春秋集釋』のためによせたその師、孫人和の序文の一部である。この文章を引いて、内野熊一郎は、つぎのようにいう。「まさに当っている見解といえよう。秦国の強大なるにつ

れ、特に始皇の政を輔佐して、呂不韋が天下一統を企てたその政教方策に、必須不可欠のものや生活行事などの、――天地・陰陽・四時・日月・星辰・五行・礼義の属を綜合集説させ、その基本を固めたものである。＝昭和五十一年、明徳出版社『呂氏春秋』七十四頁」、と。

○呂不韋に簒奪の野心があるというのは、どのような根拠があって、そのことを始皇に信じてもらったのか。それがちゃんと有ったのである。それは『呂氏春秋』のなかにあるのだ。我々は『呂氏春秋』を研究してみようと思う。そこから、秦の始皇と呂不韋との衝突が、思想上、すでに解きほぐすことのできないもつれになっていることがわかるであろう。（但要説呂不韋有簒奪的野心、有什麼根據可以贏得始皇的相信呢？有的、這根據就在一部呂氏春秋、我們請研究呂氏春秋吧、從那兒可以知道秦始皇和呂不韋的衝突、就在思想上已經是怎麼世不能解的一個死結＝科學出版社、一九五六年刊、郭沫若『十批判書』三九六頁）

郭沫若はまた、別のところで「秦の始皇と呂不韋とは、思想上でも政治上でも、全く両極端をなす。（可見秦始皇與呂不韋、無論在思想上與政見上、都完全於兩極端＝『十批判書』四五五頁）」とのべている。こうしたことをふまえて、赤塚忠は「『呂氏春秋』は……秦の霸業とは、むしろ対立する。＝昭和六十二年、研文社刊、赤塚忠著作集第四巻『諸子思想研究』六百九頁）」、という。

以上みてきたように、『呂氏春秋』の述べている内容が、秦の霸業を助けるものであるとする見方と、完全に対立するものであるとする見方とがあり、このように相反する二つの見解が並びおこなわれているのである。小稿においては、はたしてどちらの立場が妥当なものかということを考えてみたいと思う。なお、ここで拠った『呂氏春秋』の本文は、清の畢沅の校正本である。

一、社会認識

秦の荘襄王は、人質としてすごしていた趙での日々以来、秦への帰国のこと、そして即位の工作にいたるまで、すべて大商人呂不韋の援助を受けつづけていたといわれている。その恩に報いるために、西暦紀元前二百四十九年、秦王の位についた荘襄王は、呂不韋を丞相、つまり総理大臣に任じ、文信侯という称号と十万戸の所領とを与えた。即位ののち三年にして死亡した荘襄王のあとをついだのは、わずかに十三歳にしかならない、太子の政であった。この幼い秦王[1]のもとでも、呂不韋は尊ばれた。王は彼を、丞相よりも高位の相国に任じ、[2]しかも父につぐものとして仲父と呼んだ。[3]このような、秦王の権力を背景にした呂不韋の広範な活動のうち、以下のようなことがらに注目してみたい。

○不韋の家僮萬人。この時にあたり、魏に信陵君あり、楚に春申君あり、趙に平原君あり、齊に孟嘗君あり、みな士に下り賓客を喜び、以て相傾く。呂不韋、秦の彊を以て如（し）かざるを羞ぢ、また士を招致し、厚くこれを遇す。食客三千人に至る。この時、諸侯に辯士多し。荀卿の徒のごとき、書を著はして天下に布く。呂不韋、乃ち其客をして人びと聞くところを著はさしめ、集論して以て八覽・六論・十二紀、二十餘萬言をつくり、

おもへらく、天地萬物古今の事を備ふ、と。號して呂氏春秋といふ。咸陽の市門に布き、千金をその上に懸け、諸侯の游士賓客を延(ひ)き、よく一字を増損する者あらば、千金を予へん、と。(不韋家僮萬人、當是時、魏有信陵君、楚有春申君、趙有平原君、齊有孟嘗君、皆下士、喜賓客、以相傾、呂不韋以秦之彊、羞不如、亦招致士、厚遇之、至食客三千人、是時諸侯多辯士、如荀卿之徒、著書布天下、呂不韋乃使其客人人著所聞、集論以爲八覽、六論、十二紀、二十餘萬言、以爲備天地萬物古今之事、號曰呂氏春秋、布咸陽市門、懸千金其上、延諸侯游士賓客、有能增損一字者予千金＝『史記』巻八十五、呂不韋列傳第二十五)

『呂氏春秋』の編集をめぐっての、『史記』のこの記述はよく知られている。我々がここで特に関心をいだくのは、呂不韋の〝食客三千人〟のなかから、『呂氏春秋』の編纂に直接に参加した複数の学者たちについてである。後世の我々に対しては、その一人といえども、具体的な彼らの姓名は伝えられてはいない。しかし、『呂氏春秋』は、ここにのべられている「八覽・六論・十二紀」という順序ではなく、「十二紀、八覽・六論」[4]というかたちで今に伝えられ、その編集に参加した人々の見聞と主張とを、我々に知らせてくれている。これらの『呂氏春秋』の編集にたずさわった人々を、仮にここでは〝呂氏グループ〟と呼ぶことにしたい。そうして、『呂氏春秋』のなかで展開されている多様な話題を通じて、彼らの思想の本質、特に秦帝国の出現にかかわることとしてのそれを、とらえてみたいと思う。

(イ) 呂氏グループの国家観の一側面

呂氏グループでは、そのいろいろな思想的立場のちがいを反映して、社会および国家のあり方についての考えにも、多様な側面をのぞかせている。それらのうち、ここでは、しばしば説かれている以下のような見解についてみておきたい。

○湯、伊尹に問うて曰く、天下を取らんと欲せば若何にせん、と。伊尹對へて曰く、天下を取らんと欲せば、天下を取るべからず。取るべくんば、身まさに先づ取らんとせん、と。およそ事の本は必ず先づ身を治む。……むかし先聖王、その身を成して天下成り、その身を治めて天下治まれり。故に善く響するものは、響に於てせずして聲においてし、善く影するものは、影に於てせずして形に於てし、天下を爲(をさ)むるものは、天下に於てせずして身に於てす。詩に曰く、淑人君子、その儀たがはず、この四國を正す、と。これを身に正しくするを言へるなり。(湯問伊尹曰、欲取天下若何、伊尹對曰、欲取天下、天下不可取、可取身將先取、凡事之本、必先治身、……昔者先聖王、成其身而天下成、治其身而天下治、故善響者、不於響於聲、善影者不於影於形、爲天下者、不於天下於身、詩曰、淑人君子、其儀不忒、正是四國、言正諸身也＝『呂氏春秋』季春紀、第三、先己)

ここで伊尹のことば[5]としていわれていることは、以下のごとくなる。つまり、自分自身を広いいみで〝正しく〟することこそが、為政者の第一になすべきことであって、そのことが実現して初めて天下を治めるための基礎が確立されるのである、と。身を治めることが本であって、天下を治めることは、やや強調していえば、末であるという。治身治国についての本末に対するこの認識こそが、実は天下を治めるにあたって忘れられてはならないことであるのである

と、伊尹は主張する。本末の順序は一応ぬきにして、では、なぜ身を治めることと国を治めることとが同列のこととして論じられるのであろうか。古代中国の、このような考え方は、どのような見解を基礎にしてなりたっているのであろうか。それは、以下の引用文にのべるところの、人と天地万物とが一体であるという認識にもとづいているのである。

○天、人を生じて貪るあり欲するあらしむ。欲に情あり、情に節あり。聖人は節を修めて以て欲を止む。故にその情を行ふや過たざるなり。……古人の道を得しものは、生くるに壽長を以てし、聲色滋味、よく久しくこれを楽しみしはなにゆえぞ。論早く定ればなり。論早く定れば、則ち早く嗇（をし）むを知る。早く嗇むを知れば、則ち精つきず。秋早く寒ければ、則ち冬必らず煖（あたた）かなり。春に雨多ければ、則ち夏必らず旱す。天地は兩（ふたつ）ながらなる能はず。而るを況んや人類に於てをや。人の天地に於けるや同じ。萬物の形異なりと雖も、その情は一體なり。故に古への身と天下とを治めしものは、必ず天地に法りしなり。（天生人而使有貪有欲、欲有情、情有節、聖人修節以止欲、故不過行其情也。……古人得道者、生以壽長、聲色滋味、能久樂之奚故、論早定也、論早定、則知早嗇、知早嗇、則精不竭、秋早寒、則冬必煖矣、春多雨、則夏必旱矣、天地不能兩、而況於人類乎、人之與天地也同、萬物之形雖異、其情一體也、故古之治身與天下者、必法天地也＝『呂氏春秋』巻第二、仲春紀第二、情欲）

ここでは、欲望の作用としての〝情〟に、節制のあることが必要なことを、先ずいう。それは、生命を愛するものこそ、〝情〟が過度にならないように注意工夫しているという、古来の実例があるからである。若年にして〝情〟が適度である人は、健康で長生し、末ながく欲望を味わい、人生を楽しんでいるのである。したがって、〝情〟には、適度と過度があり、前者は生を好み、天の道にそって長寿を得ることにつながり、後者は欲望におぼれ、体をこわし、多病のうちに短命をまねくことになるのである。ここに引いた文章によると、〝情〟は人間だけにあるのではない。人間を作った天そのものにもあるのである。しかも、人間の〝情〟に適度と過度とがあったように、天の〝情〟にも、このような二面性があると、ここではいう。そのことを、寒気や雨気も過度であれば、いずれも長つづきはしないうえに、その反動としての、不順な気候がおとずれることを引いて、ここでは証しとしている。このように、天も、その創造物としての人間も、ともに〝情〟を有している。それはまた人間だけではない。万物が、天によって作られたものである以上、みな〝情〟をもつという。それらの〝情〟にはまた、例外なく二面性があるのである。〝情〟の、このような二面性を共有するという点において、万物は一体であると、ここではいう。だとすると、万物のなかの一つである国家と、同じく万物の一つである人間と、事情を異にするはずはない。したがって、国家の〝情〟と、人間の〝情〟と、ともに適度を保たせることが重要であることは当然であろう。

　これまで述べてきたことによって、〝情〟をなかだちとして、国家と人間とは、一体であるという認識が呂氏グループにはあったのであるということがわかった。そうして、彼らのあいだには、人間の

〃情〃を確立することが先決であり、そのことがなければ、国家の〃情〃も適度のかたちをとりにくいのであるとする考えが支配的に存在していた。このことは、すでにこの項の冒頭に引いた文章によってみてきたごとくである。

○およそ人主は、必らず分を審（あきら）かにす。然してのち、治もって至るべし。姦僞邪辟の塗もって息むべし。悪気苛疾よりて至るなし。それ身を治むると國を治むるとは、一理の術なり。（凡人主必審分、然後治可至、姦僞邪辟之塗可以息、惡氣苛疾無自至、夫治身與治國、一理之術也＝『呂氏春秋』巻第十七、審分覧第五、審分覧）

ここでいう「分をあきらかにする」ということは、旧注に⑥〃分〃を、「仁義礼律殺生與奪の分をいうなり」というように、礼制上の身分と権力とを確立することをいう。しかし、こうしたことの確立は、このような〃分〃を主張するに足る、調和のとれた人格の完成を目ざすことと無縁のことではない。あるいは、そのような人格の存在を前提としているといってもよいであろう。また、そうした人格と、前述の欲望の作用としての〃情〃が中正をえていることとは、無縁ではない。このような、広いいみで一身のおさまった諸侯・王があってはじめて、ここに引いた文章でいうように、「然して後」国が治まる、ということになる。そうして、その国が治まった状態を、ここでは「姦僞邪辟の塗、以てやむべし」、と政刑の安定の面からいい、「悪気苛疾よりて至るなし」と、民衆の健康と健全の方面からものべている。したがって、ここでもやはり、人間としての「君主」の身をおさめることが〃本〃であり、国が治まることは、順序からしてまず、〃末〃というかたちをとっている。そうして、ここに引いたところでは、結論として、身を治めることと、国を治めることとは、「一理の術」であるという。ここに、呂氏グループの、国家というものに対しての見方の、一つの視点が明らかにされている。つまり、国家を治める原理は、一身を健全に保つ原理と共通のものであるという考えであり、一身の健不全と、一国の治乱と興亡とは、いずれもその原理が共通のものであると、呂氏グループでは考えるのである。

(ロ)　呂氏グループの現状認識

○これ周の封ぜしところ四百餘、國を服せしこと八百餘、今存するものなし。存すと雖も、みな當に亡ぶべきなり。……今周室は既に滅び、天子は既に廢せらる。亂は天子なきより大なるはなし。天子なくんば、則ち彊は弱に勝ち、衆は寡を暴ひ、兵を以て相剗（あいほろぼ）し、休息を得ず、而して佞すすむ。今の世はこれに當れり。（此周之所封四百餘、服國八百餘、今無存者矣、雖存皆當亡矣、……今周室既滅、天子既廢、亂莫大於無天子、無天子、則彊者勝弱、衆者暴寡、以兵相剗、不得休息而佞進、今之世當之＝『呂氏春秋』巻第十六、先識覧第四、觀世）

秦の荘襄王によって東周王室が亡ぼされたのは、呂不韋が荘襄王のもとですでに相となっていた、西暦紀元前二四九年のことであった。天子がこうして存在しなくなり、そのため、今の世は乱世のきわみであるという。その実態はここに描写されているごとく、力の強いものが弱者をしのぎ、数の多いものが少数者を圧迫し、武力が横暴をきわめ、人にへつらうものが上位を占めているという、乱脈

腐敗に満ちたものであった。では、こうした〝今の世〟の、〝乱〟はなぜおこったのか。また、その〝乱〟の本質は何であるのか。呂氏グループのいうところを聞いてみたい。

○三代は善不善を分ちしが故に王たり。今天下いよいよ衰へ、聖王の道廢絶し、世主は多くその歡樂を盛んにし、その鐘鼓を大いにし、その臺榭苑囿を侈いにし、以て人の財を奪ひ、輕々しく民の死を用い、以てその忿を行ふ。老弱凍餒、夭腨壯狡、ほとんど盡きて窮り屈し、加ふるに死虜を以てし、無辜の國を攻めて以て地を索め、不辜の民を誅して以て利を求め、而も宗廟の安きと、社稷の危ふからざるとを欲す。また難からずや。（三代分善不善、故王、今天下彌衰、聖王之道廢絶、世主多盛其歡樂、大其鐘鼓、侈其臺榭苑囿、以奪人財、輕用民死、以行其忿、老弱凍餒、夭腨壯狡汔盡窮屈、加以死虜、攻無辜之國、以索地、誅不辜之民、以求利、而欲宗廟之安也、社稷之不危也、不亦難乎＝『呂氏春秋』巻第十三、有始覽第一、聽言）

〝乱〟の本質は、ここにいうように、「聖王の道廃絶す」ということに尽きるのである。その具体的事情は、「世主その歓楽を盛んにし云々」以下に詳細にのべられているところの、諸侯や王の、過度の欲望追求ということにある。つまり、人主たるものの〝情〟が適度でないということが、〝乱〟のそもそもの原因となっているという。そうして、そのような人主には、国家の〝情〟を中正に保ち、運用することができない。それがここにいう「無辜の国を攻めて、以て地を索め、不辜の民を誅して以て利を求め」云々の、いわゆる〝乱〟をまねくところの、軍事行動となってあらわれるのである。こうして、人主がまず中正でない〝情〟を有することによって、まず自己の身をあやまる。これは一身上にあっては諸病をまねく大きな原因であり、このような心身の状況を、広いいみで狂気を発した状態と、呂氏グループは見なすのである。[7] そうして、今の世の〝乱〟こそは、結局は、国家的レベルでの、狂気の発作と呂氏グループは考えるのである。では、呂氏グループは、人主の〝情〟の過度の作用に由来する、国家的レベルでのこの狂気の発作をいかにしてしずめようとし、なおかつ国家自体を、どのような方向、つまり体制に持っていこうとするのであろうか。以下に章を改めて考えてみたい。

二、時間認識

前章では呂氏グループの現状認識と、その由来するところについてみてきた。ここではそうした状況が、いかなる時間構造のなかに位置するものとしてとらえられているのかということについて、考えてみたい。

世の万物は運動しており、その動き方が円形をとっているとするみかたがあり、それらの数々について、『呂氏春秋』ではつぎのようにとり上げている。

○天道は圜に、地道は方なり。聖王これに法り、上下を立つるゆえんなり。何を以て天道の圜きを説く。精氣は一上一下、圜周復襍、稽留するところなければなり。故に曰く、天道は圜なりと。何を以て地道の方なるを説く。萬物は類を殊にし、形を殊にし、みな分職ありて相なす能はず。故に曰く地道は方なりと。

主は圜を執り、臣は方に處り、方圜かはらざれば、その國乃ちさかゆ。日夜一周するは圜道なり。月二十八宿に躔（やど）り、軫と角と屬するは、圜道なり。精四時に行はれ、一上一下、おのおの與に遇ふは、圜道なり。物動けば則ち萌し、萌して生じ、生じて長じ、長じて大に、大にして成る。成れば乃ち衰へ、衰ふれば則ち殺し、殺すれば則ち藏するは、圜道なり。雲氣西行、云云然として冬夏輟まず。水泉東流、日夜休まず。上は竭きず、下は滿（あふ）れず。小の大を爲し、重の輕をなすは圜道なり。黃帝曰く、帝は常處なきなり。處あるものは、乃ち處なきなり、と。以て刑塞せざるをいへるは、圜道なり。人の竅は九。一にふさがるところあれば、則ち八むなし。八むなしきこと甚だ久しければ、則ち身斃る。故に唯して聽すれば唯やみ、聽して視すれば聽やむ。言を以て一を說く、一とどまるを欲せず、畱運して敗をなすは圜道なり。一や齋にして至貴なり。その原を知るなく、その端を知るなく、その始を知るなく、その終を知るなし。而も万物もって宗となす。聖王はこれに法り、以てその性に令し、以てその正を定め、以て號令を出す。令、主口より出で、官職うけてこれを行ひ、日夜休まず。宣通下究、民心を瀸（ひた）し、四方に遂げ、還周復歸、主所に至るは、圜道なり。（天道圜、地道方、聖王法之、所以立上下、何以說天道之圜也、精氣一上一下、圜周復襍、無所稽畱、故曰天道圜、何以說地道之方也、萬物殊類殊形、皆有分職、不能相爲、故曰地道方、主執圜臣處方、方圜不易、其國乃昌、日夜一周、圜道也、月躔二十八宿、軫與角屬圜道也、精行四時、一上一下、各與遇、圜道也、物動則萌、萌而生、生而長、長而大、大而成、成乃衰、衰乃殺、殺乃藏、圜道也、雲氣西行、云云然、冬夏不輟、水泉東流、日夜不休、上不竭、下不滿、小爲大、重爲輕、圜道也、黃帝曰、帝無常處也、有處者乃無處也、以言不刑蹇、圜道也、人之竅九、一有所居則八虛、八虛甚久則身斃、故唯而聽唯止、聽而視聽止、以言說一、一不欲畱、畱運爲敗、圜道也、一也齋至貴、莫知其原、莫知其端、莫知其始、莫知其終、而萬物以爲宗、聖王法之、以令其性、以定其正、以出號令、令出於主口、官職受而行之、日夜不休宣通下究、瀸於民心、遂於四方、還周復歸、至於主所、圜道也＝『呂氏春秋』巻第三、季春紀第三、圜道）

ここにのべられているのは、まず、天の動きが〝圜〟つまり、〝まるい〟ものであるということである。そうして、天のその動きを反映しているものとして、人間の身近かな環境では、以下のごときものがある。昼と夜のくりかえし。月のうさぎ。四季のうつろい。万物、たとえば植物の萌（めばえ）と枯死のくりかえしのさま。生じては消え、わいては流れることをくりかえす、雲や水の流れ。天道にのっとって無為にして化す、ということを常行としている、帝王の行動。とどこおることのない、人間の諸器官のうごき。帝王の叡智にあふれた命令と、それに対する民衆の反応。このように、人間ないしはそのまわりにあるものは、天と同じく、〝まるい〟動きをくりかえしているというのである。このような万物の運動、世界の動きについては、つぎのような具体的イメージを与えられてもいる。

○天地は車輪のごとく、終れば則ちまた始まり、極れば則ちまた

反り、みなあはざるなし。日月星辰、或は疾く或は徐かに、日月同じからず、以てその行を盡す。四時よよ興り、或は暑く、或は寒く、或は短く或は長く、或は柔に或は剛に、萬物の出づるところ、太一に造（はじま）り、陰陽に化す。（天地車輪、終則復始、極則復反、莫不咸當、日月星辰、或疾或徐、日月不同、以盡其行、四時代興、或暑或寒、或短或長、或柔或剛、萬物所出、造於太一、化於陰陽＝『呂氏春秋』巻第五、仲夏紀第五、大樂）

天地の動き、それに則った万物の運動は、車輪のように、あるいは車輪が回転するように、円運動をするものであるという。そうして、その運動は、陰陽二気の交代の運動に帰一すると、ここでは述べている。呂氏グループは、このように、世界を円運動の相でとらえているのであるが、彼らのいう円運動とはどのような性質のものであろうか。つまり、それは同じことのくりかえしであるのか、あるいはまた、変化発展しつつ回転しているのか、そのどちらであろうか。前者であれば、それは同一平面上の循環運動であろうし、後者であったとすれば、それは立体的ラセン運動であるということができるであろう。このことに答えをうるために、以下のような記述を参考にしてみたい。

○天は陰陽寒暑燥溼、四時の化、萬物の變を生じ、利をなさざるなく、害をなさざるなし。聖人は陰陽の宜しきを察し、萬物の利を辮じ、以て生に便にす。故に精神は形に安んじて、年壽長きをう。長しとは、短くしてこれを續ぐにあらざるなり。その數を畢すなり。數を畢すの務めは、害を去るにあり。何をか害を去るといふ。大甘・大酸・大苦・大辛・大鹹の、五つのもの形に充つれば、則ち害を生ず。大喜・大怒・大憂・大恐・大哀・の、五つのもの神に接すれば、則ち害を生ず。大寒・大熱・大燥・大溼・大風・大霖・大霧の七つのもの精を動かせば、則ち害を生ず。故におよそ生を養ふは、本を知るにしくはなし。本を知れば、則ち疾の由りて至るなし。（天生陰陽寒暑燥溼四時之化、萬物之變、莫不爲利、莫不爲害、聖人察陰陽之宜、辨萬物之利、以便生、故精神安乎形、而年壽得長焉、長也者非短而續之也、畢其數也、畢數之務、在乎去害、何謂去害、大甘、大酸、大苦、大辛、大鹹、五者充形、則生害矣、大喜、大怒、大憂、大恐、大哀、五者接神、則生害矣、大寒、大熱、大燥、大溼、大風、大霖、大霧、七者動精、則生害矣、故凡養生莫若知本、知本則疾無由至矣＝『呂氏春秋』巻第三、季春紀第三、盡數）

さきに第一章でみたように、身を治めることと、国を治めることは同一のことであるといえるのであった。そのため、今、ここに引いた文章では身を治めることについていっているのであるが、ここで主張されていることは、国を治めることに対してもまた、妥当するのである。ところで、この文章でまず注目しなければならないのは、「長しとは、短くしてこれを続ぐにあらざるなり」、という表現にたいしてである。これは、長寿のことを指していっているのであるが、一般化して、以下のごとくいってもよい。つまり、長時間というのは、単に短かい時間の積み重ねであっては、意味がない。例えば、その時々において、身体に有害なものを取り除いていって、はじめて長寿を得ることができるように、時間の経過が、あるもの

の質的向上を伴ないつつあるのでなければ、真の意味での時間の長さというものの尊さが生じない。時間の長さとは、そのようなことでなければならないということになろう。ここで、さきに第一章で引いた、「天、人を生ず」[⑧]という文章を想起したい。いま、大甘以下の多くの害をとりのぞきながら、つまり身体をめぐる諸状況の質を高めながら、天が与えたというその生命を一ぱいに生きること、それが長寿だという。したがって、このことを通じて、時間の経過が、質的変化と向上をともなって行われなければならないのであると、呂氏グループはいおうとしているのだと見てよい。これらのことから、呂氏グループのいう、いわゆる天の〝圜道〟なるものの構造も明らかになってくるであろう。つまり、それは決して同一平面上の循環運動ではなく、害をのぞきながら質的に高められるということにも見られるように、下から上へと昇ってゆく、いわゆるラセン型の運動だったのだということが予想されるのである。

「身を治む」という方の、時間の経過を媒介としてのみかたは、ここに、これまでのべてきたごとくである。では、それと並び称せられるところの「国を治める」、つまり国家・社会的側面については、どうなるであろうか。

○上は胡（なん）ぞ先王の法にのっとらざる。賢ならざるにあらざるなり。その得てのっとるべからざるを爲す。先王の法は、上世に經して來れるものなり。人あるいはこれを益し、人あるいはこれを損す。胡ぞ得て法るべき。人損益せずと雖も、なほ得て法るべからざるが如し。東夏の命、古今の法、言異にして典殊なり。故に古への命の、多く今の言に通ぜざるもの、今の法の、多く古への法に合はざるもの、殊俗の民のこれに似たるあり。……およそ先王の法は、時に要あるなり。時は法とともに至らず。法は今にして至ると雖も、なほ法るべからざるが若し。……荊人、宋を襲はんと欲す。人をしてまづ澭水を表（しる）さしむ。澭水にはかに益す。荊人知らず。表に循がって夜わたる。溺死するもの、千有餘人。軍驚きて都舍を壞る。嚮にそのまづこれを表しし時は、導（わた）るべかりしなり。今、水すでに變じてますます多し。荊人なほなほ表に循ってこれを導る。これその敗れしゆえんなり。今、世の主の、先王の法にのっとるや、これに似たるあり。その時はすでに先王の法と虧けたり。而もこの先王の法といひ、而もこれにのっとりて以て治をなす。豈に悲しからずや。故に國を治むるに法なくんば則ち亂る。法を守りて變ぜずんば則ち悖る。悖亂は、以て國を持すべからず。世かはり時うつる、宜しく法を變ずべし。これを譬ふれば良醫の若し。病萬變すれば、藥もまた萬變す。病變じて藥變ぜずんば、嚮の壽民は、今は殤子と爲らん。故におよそ事を擧（おこな）ふには必らず法に循ひて以て動き、法を變ずるものは、時に因りて化す。この論の若くば則ち務を過つなし。それ敢て法を議せざるものは、衆庶なり。死守を以てするものは、有司なり。時に因りて法を變ずるものは賢主なり。この故に天下七十一聖ありて、その法はみな同じからず。相反するを務むるにあらざるなり。時勢の異なるなり。（上胡不法先王之法、非不賢也、爲其不可得而法、先王之法、經乎上世而來者也、人或益之、人或損之、胡可得而法、雖人弗損益、猶若不可得而法、

東夏之命、古今之法、言異而典殊、故古之命、多不通乎今之言者、今之法多不合乎古之法者、殊俗之民、有似於此、……凡先王之法、有要於時也、時不與法俱至、法雖今而至猶若不可法、……荆人欲襲宋、使人先表澭水、澭水暴益、荆人弗知、循表而夜渉、溺死者千有餘人、軍驚而壞都舍、嚮其先表之時可導也、今水已變而益多矣、荆人尚猶循表而導之、此其所以敗也、今世之主、法先王之法也、有似於此、其時已與先王之法虧矣、而此先王之法也、而法之以爲治、豈不悲哉、故治國無法則亂、守法而弗變則悖、悖亂不可以持國、世易時移、變法宜矣、譬之若良醫、病萬變藥亦萬變、病變而藥不變、嚮之壽民、今爲殤子矣、故凡猶舉事、必循法以動、變法者、因時而化、若此論則無過務矣、夫不敢議法者、衆庶也、以死守者、有司也、因時變法者、賢主也、是故有天下七十一聖、其法皆不同、非務相反也、時勢異也＝『呂氏春秋』巻第十五、愼大覽第三、察今）

ここでのべられているのは、主として法家の学説に拠った意見である。そこでまず確認しなければならないのは、呂氏グループのとる、「世かはり、時うつる」という見解である。さらに、彼らは以下のようにもいう。ここにも注目したい。同時代においても、地域による風俗の違いがある。時間による変容だけでなく、このような空間による変化をも考慮に入れなければならない。そうせずに、〃先王〃の法にのみのっとって治めるならば、国家は〃悖乱〃という乱世の状態におちいるであろう。それは人の身にたとえるならば、病気になることと同じである。だから、乱におちいったならば、良医が病状に応じて薬をかえるように、ただちに法を変えなければいけない。具体的には、先王の法に「益しあるいは損す」るなどの手を加え、変化させて施すべきである。呂氏グループは、このようにいう。

人間のつくる集団としての社会も国家も、天のうごきに順応して運動し、変化する。君主といえども、この変化に鋭敏に対応しなければならない。さきに引いた文章で、[9]「天道は圜に、地道は方なり。聖王これに法り、上下を立つるゆえんなり。主は圜をとり、臣は方におり、方圜かはらざればその国さかゆ」、といっていた。国家・社会は、時間的にも空間的にも、複雑な様相の、結局は上昇するラセン型に集約される変動をつづけている。したがって、呂氏グループは、現世における先王の法の権威を否定する。先王の法と権威を否定しつづけることによってのみ、社会の進歩と発展はあるのだと呂氏グループは考える。そうした、歴史の具体的な発展のすがたは、つぎのようにのべられている。

〇むかし太古、かつて君なし。その民、聚生羣處し、母を知りて父を知らず。親戚兄弟、夫妻男女の別なく、上下長幼の道なく、進退揖讓の禮なく、衣服履帯、宮室畜積の便なく、器械舟車、城郭險阻の備えなし。（昔太古、嘗無君矣、其民聚生羣處、知母不知父、無親戚兄弟、夫妻男女之別、無上下長幼之道、無進退揖讓之禮、無衣服履帯、宮室畜積之便、無器械舟車、城郭險阻之備＝『呂氏春秋』巻第二十、恃君覽第八、恃君覽）

ここにのべるような太古の時代から、国家社会は変動し、向上してきたと、呂氏グループはいう。国家社会の変動は、上昇するラセン型の運動によっておこなわれる。世を治めるのに、先王の法になずんではならないことを呂氏グループがくりかえし説くのも、時間

の流れが、このような変動の様相にそっておこなわれるという見方に由来するのである。

三、兵について

前章で明らかになったように、国家社会をよりよいものにすること、つまり、より高い段階へみちびくことは、あるいみで天の動きである円運動にそうことであるともいえる。そうした動きに資するものとして、前章では〝法〟のことについて少しくふれておいた。ここでは、同じような働きをするものとして、〝兵〟のことについてみていきたい。

○兵を用ふる（は）……藥を用ふるものの若く然り。良藥を得れば、則ち人を活かし、惡藥を得れば、則ち人を殺す。義兵の天下の良藥たるや、また大なり。（用兵……若用藥者然、得良藥則活人、得惡藥則殺人、義兵之爲天下良藥也、亦大矣＝『呂氏春秋』巻第七、孟秋紀第七、蕩兵）

ここに引いた文章では、〝兵〟の作用を、人体における薬品の働きになぞらえて説明している。それは、用い方のいかんによって、毒にも薬にもなるわけである。したがって、呂氏グループがここでのべるように、それは、国家の病んだ状態つまり〝乱〟において、さきに述べた〝法〟と同じ作用を果たすことになるのである。では、そもそも、そのような〝兵〟とはいかなるものであるのであろうか。

○兵の自りて來るところのもの上（ひさ）し。始より民と倶にするあり。およそ兵なるものは威なり、威なるものは力なり。民の威力あるは性なり。性は天より受くるところなり。人の能く爲すところにあらざるなり。……黄炎は、いにしへ水火を用ひたり。……人曰く、蚩尤、兵を作る、と。蚩尤は兵を作りしにあらざるなり。その械を利にせるなり。未だ蚩尤あらざりしとき、民もとより林木を剝ぎて以て戰へり。（兵之所自來者上矣、與始有民倶、凡兵也者威也、威者力也、民之有威力性也、性者所受於天也、非人之所能爲也、……黄炎故用水火矣、……人曰蚩尤作兵、蚩尤非作兵也、利其械、未有蚩尤之時、民固剝林木以戰矣＝『呂氏春秋』巻第七、孟秋紀第七、蕩兵）

万物の一つとして、〝兵〟もやはり天に由来するものであると、指摘されているところに、まず注目しなければならない。そのため、〝兵〟そのものは、本来的には否定的な存在ではない。そうして、その具体的なあらわれとしては、水や火であり、すこし手の加わったものとしては林木を剝いだものなどがあった。いずれも〝兵〟の原初的なものと、それらは見なされるべきものである。また、それらについて、「以て戰へり」とあるように、戦争の道具、つまり武器のことを、この〝兵〟はさしていっているのである。では、その〝兵〟の作用ともいうべき戦争は、国家あるいは社会と、どのようなかかわりを持ったのであろうか。

○五帝いにしへ相與に争へり。遞（たがひ）に興廢し、勝者事を用ひたり。[10]……勝者、長と爲れり。長は則ちなおこれを治むるに足らず、故に君をたてたり。君はまたこれを治むるに足らず。故に天子をたてたり。天子の立てらるるや、君に出で、君の立てらるるや、長に出で、長の立てらるるや争いに出でたり。争

鬭のよりて來るところのもの久し。（五帝固相與爭矣、遞興廢、勝者用事、……勝者爲長、長則猶不足治之、故立君、君又不足以治之、故立天子、天子之立也、出於君、君之立也、出於長、長之立也、出於爭、爭鬭之所自來者久矣＝『呂氏春秋』巻第七、孟春紀第七、蕩兵）

戦争は、支配権力を生んだと、ここではいう。戦いの規模が拡大されてゆくにつれて、つぎつぎに大きな権力を生んだ。そうして、ついに天子が出現して、中国全土を支配することになった。長→君→天子と、政治権力の拡大と、それに伴う社会体制の拡充とを、〝兵〟つまり武器が生んだのだと、あるいはその作用であるところの戦争が作りだしたのだと、呂氏グループでは見るのである。武器および戦争にこのような積極的意義をみとめる以上、つぎのような戦争についての考えかたが出てくるのも、当然のことであろう。

○古の賢王には、義兵ありて偃兵あるなし。家に怒笞なければ、則ち豎子嬰兒の過ちあるや、たちどころにあらはる。國に刑罰なければ、則ち百姓の悟（さか）ひて相侵すや、たちどころにあらはる。天下に誅伐なければ、則ち諸侯の相暴（そこな）ふやたちどころにあらはる。故に怒笞は家に偃（とど）むべからず。刑罰は國に偃むべからず。誅伐は天下に偃むべからず。巧あり拙あるのみ。故に古への聖王には、義兵ありて偃兵あるなし。それ饐を以て死するものあり、天下の食を禁ぜんと欲するは、悖（もと）れり。舟に乗るをもって死するものあり、天下の船を禁ぜんと欲するは、悖れり。兵を用ふるを以てその國を喪ふものあり、天下の兵を偃めんと欲するは、悖れり。それ兵は偃むべからざるなり。（古之賢王、有義兵而無偃兵、家無怒笞、則豎子嬰兒之有過也、立見、國無刑罰、則百姓之悟相侵也、立見、天下無誅伐、則諸侯之相暴也、立見、故怒笞不可偃於家、刑罰不可偃於國、誅伐不可偃於天下、有巧有拙而已矣、故古之聖王、有義兵而無有偃兵、夫有以饐死者、欲禁天下之食悖、有以乘舟死者、欲禁天下之船悖、有以用兵喪其國者、欲偃天下之兵悖、夫兵不可偃＝『呂氏春秋』巻第七、孟秋紀第七、蕩兵）

〝兵を用うること〟、つまり戦争にはここにのべるように、〝義兵〟ということと、〝偃兵〟ということとがあるという。呂氏グループでは、ここに明らかにされているように、〝義兵〟を支持し、〝偃兵〟をしりぞける立場をとっている。その支持の理由も譬喩によって述べられているので、一応の理解に達することはできる。しかし、そのことを、当時の現実にそいながら、さらに呂氏グループの述べるところにしたがってみていきたい。

○當今の世、濁（みだ）るるや甚し。黔首の苦しみは、以て加ふべからず。天子すでに絶え、賢者廢伏し、世主ほしいままに行ひ、民と相離れ、黔首は告愬するところなし。世に賢主秀士ある、宜しくこの論を察すべきなり。則ちその兵、義を爲す。天下の民の、且に死せんとするものにして生き、且に辱められんとするものにして榮え、且に苦められんとするものにして逸す。世主ほしいままに行へば、則ち中人は將にその君を逃れ、その親を去らんとす。また況んや不肖者に於てをや。故に義兵至れば、世主はその民を有する能はず。人親はその子を禁ずる能はず。およそ、天下の民の長となるや、慮りは、道あるを長じて

道なきをやめ、義あるを賞して義ならざるを罰するに如くは莫し。今の世、學者多く攻伐を非とす。攻伐を非として救守をとる。救守を取れば、則ち鄕のいはゆる、道あるを長じて道なきをやめ、義あるを賞して義ならざるを罰するの術、行はれず。天下の民に長たる、その利害は、この論を察するにあるなり。（當今之世濁甚矣、黔首之苦、不可以加矣、天子既絶、賢者廢伏、世主恣行、與民相離、黔首無所告愬、世有賢主秀士、宜察此論也、則其兵爲義矣、天下之民且死者也而生、且辱者也而榮、且苦者也而逸、世主恣行、則中人將逃其君、去其親、又況於不肖者乎、故義兵至、則世主不能有其民矣、人親不能禁其子矣、凡爲天下之民長也、慮莫如長有道、而息無道、賞有義而罰不義、今之世、學者多非攻伐、非攻伐而取救守、取救守、則鄕之所謂長有道而息無道、賞有義而罰不義之術、不行矣、天下之長民、其利害在察此論也＝『呂氏春秋』巻第七、孟秋紀第七、振亂）

ここに引いた文章のなかでは、すでに東周の王室が亡ぼされ、秦がまだ帝を称するに至らない時代[11]のことがのべられている。この時代の混乱を見すえながら、「天下の民に長たるもの」、つまり帝たるものの立場にたって、呂氏グループは論をすすめているのである。目前の社会には、私利私欲をほしいままにして世の混乱を深化させながら、なんらの反省も修復の努力もしない諸侯がいる。また、その犠牲となって苦しみの限りをなめている民衆がいる。そのようなとき、兵をおこし軍をさしむけて悪主をのぞき、民に安心を与え、世に正義を確立しなければならないと考える人々がいた。ここに引いた文章で〝義兵〟をとなえる人々のことで、呂氏グループもその一つである。他方ではまた、〝偃兵〟をとなえる人達がいた。墨家[12]を主とする人々のことである。彼らは軍事に対しては、非常に消極的であった。しかし、彼らといえども、〝救守〟の軍は否定はしない。呂氏グループは、彼らに対して以下のごとくいう。

○攻伐と救守とは、一實なり。而して取舎は人異なり、辨説を以てこれを去り、終に論を定むるところなく、固に知らざるは悖へるなり。知りて心を欺くは誣ふるなり。誣悖の士は、辨ずといへども用なし。（攻伐之與救守、一實也、而取舍人異、以辨説去之、終無所定論、固不知、悖也、知而欺心、誣也、誣悖之士、雖辨無用矣＝『呂氏春秋』巻第七、振亂）

攻伐も救守も、軍事行動であるという点においては、本質的にかわるところはない。ことばの上だけでこれを区別し、一方を是とし、一方を非とするのはおかしい。もし、それを意識的におこなっているのであれば、そのような人は〝悖（まど）える人〟であり、〝誣悖の士〟としか呼びようがないと、呂氏グループは難詰する。そうして、そのようなまちがいを主張する人々の罪悪の深さを、以下のごとく指摘した。

○それ攻伐のことは、未だ無道を攻めて不義を罰せずんばあらざるなり。無道を攻めて不義を伐てば、則ち福これより大なるはなし。黔首の利、これより厚きはなし。これを禁ずるものは、これ道あるをやめて、義あるを伐つなり。………故に、天下を亂し、黔首を害するものは、論の若きを大なりとなす。（夫攻伐之事、未有不攻無道而罰不義也、攻無道而伐不義、則福莫大焉、黔首利莫厚焉、禁之者、是息有道而伐有義也、………故亂天下、

害黔首者、若論爲大＝『呂氏春秋』巻第七、孟秋紀第七、振亂）
〝偃兵〟は、結局のところ、「天下を乱し、黔首を害する」ことになるという。そのため、今の世に秩序を回復するには〝義兵〟しかないのであると、呂氏グループでは主張する。病人が病んだ身に薬を用いるように、病みつかれた国家を蘇生させるためには、あるいはまた、より改善された高みへ社会を導くには、乱世に〝兵〟を加えるしか無いのであるというのが、呂氏グループの意見である。〝兵〟つまり軍事行動によって新らしい社会の秩序が形成され、高められていくのであるという。

四、国家体制と秦の霸業

(イ) 秦と六国

『呂氏春秋』には、秦にとっては東の方の隣国、魏についての記述が多い。戦国の世に生死をかけて互いにしのぎをけずってきたからでもあろうが、呂氏グループの関心も、この国の動向に対しては、特別に高いものがあったかのごとくである。

○呉起、西河の外を治む。王錯これを魏の武侯に譖（しん）す。武侯、人をしてこれを召さしむ。呉起、岸門に至り、車を止めて西河を望み、泣（なみだ）數行くだる。その僕、呉起に謂って曰く、竊かに公の意を觀るに、天下を釋つる、躧（さい）を釋つるがごときをみる。今、西河を去りて泣くは何ぞや、と。呉起、泣を抿（ぬぐ）いてこれに應へて曰く、子は識らず、君われを知りて、われをして能を畢（つく）さしむ。西河以て王たるべし。今、君、讒人の議を聽きて、われを知らず。西河の秦のために取らるるは久しからず。魏はこれより削られん、と。呉起つひに魏を去りて楚に入る。しばらくありて、西河はつひに秦に入り、秦は日にますます大なり。これ、呉起の先に見て泣きしところなり。（呉起治西河之外、王錯譖之於魏武侯、武侯使人召之、呉起至於岸門、止車而望西河、泣數行而下、其僕謂呉起曰、竊觀公之意、視釋天下若釋躧、今去西河而泣、何也、呉起抿泣而應之曰、子不識、君知我而使我畢能、西河可以王、今君聽讒人之議、而不知我、西河之爲秦取不久矣、魏從此削矣、呉起果去魏入楚、有間、西河畢入秦、秦日益大、此呉起之所先見而泣也＝『呂氏春秋』巻第十一、仲冬紀第十一、長見）

呉起（BC四一二〜BC三八一）[13]は兵法家として有名である。ここでは、呂氏グループの活躍していた時代をさかのぼること約百年の、秦と魏とのかかわりについて書き伝えている。すでにこのころから、秦の強くなるいきおいと、魏の衰退するきざしとが有ったもののごとくである。そのことをとらえて、呂氏グループが記述しているのである。

○魏の公叔座やむ。惠王ゆきてこれを問ふ、曰く、公叔の病甚し。將た社稷を柰何せん、と。公叔對へて曰く、臣の御庶子鞅、願はくは、王、國を以てこれに聽け。爲に聽く能はずんば、境を出でしむる勿れ、と。王應へず。出でて左右に謂って曰く、豈に悲しからずや。公叔の賢を以てして、而も今寡人に必ず國を以て鞅に聽せと謂ふは、悖れり、と。かの公叔死し、公孫鞅、西のかた秦に遊ぶ。秦の孝公、これに聽いて、秦つひにもって

彊く、魏つひにもって弱し。公叔座の悖るあるにあらざるなり。魏王は則ち悖れるなり。それ悖るものの患へは、固に悖らざるを以て悖るとなすことなり。（魏公叔座疾、惠王往問之、曰、公叔之病甚矣、將柰社稷何、公叔對曰、臣之御庶子鞅、願王以國聽之也、爲不能聽、勿使出境、王不應、出而謂左右曰、豈不悲哉、以公叔之賢、而今謂寡人必以國聽鞅、悖也、夫公叔死、公孫鞅西遊秦、秦孝公聽之、秦果用彊、魏果用弱、非公叔座之悖也、魏王則悖也、夫悖者之患、固以不悖爲悖＝『呂氏春秋』巻十一、仲冬紀第十一、長見）

公孫鞅（BC三六一～BC三三八）⑭を用いることができなかった魏と、それを十分に任用しえた秦とのちがいが、以後の両国の強弱の差となったのだという。しかし、秦の強大となった理由は、以下のような点にもあったと、呂氏グループは見ている。

○義なるものは百事の始めなり。萬利の本なり。………義をもってうごけば、則ち事を曠しくするなし。………人主その臣とはかりて義をなす、それ孰れか與（くみ）せざるものぞ。ひとりその臣のみにあらざるなり。天下皆まさにこれに與せんとす。公孫鞅の秦における、父兄にあらざるなり、故あるにあらざるなり。能く用ふるを以てなり。これが責めを堙（ふせ）がんと欲す。攻あらざれば以てするなし。是において秦の將となりて魏を攻む。（義者百事之始也、萬利之本也、………以義動則無曠事矣、………人主與其臣謀爲義、其孰不與者、非獨其臣也、天下皆且與之、公孫鞅之於秦、非父兄也、非有故也、以能用也、欲堙之責、非攻無以、於是爲秦將而攻魏＝『呂氏春秋』巻第二十二、愼行論第二、無義）

呂氏グループは公孫鞅を、義を重視する人物として位置づけている。彼が秦において地歩を占めることができたのも、その義のおかげだという。そうして、「義を以て攻伐の軍を魏に起こした」と、公孫鞅のひきいる軍の性格を、いわゆる〃義兵〃として規定した。呂氏グループと公孫鞅の時代とは、やはり約百年をへだててはいるが、さかのぼること百年余の昔から、すでに秦は〃義兵〃をもって四方に威をふるいつづけたと、呂氏グループは秦の軍事行動を見るのである。こうして、呂氏グループの同時代に、彼らの目前において以下のような状況が出現したのである。

○古へより今に及び、未だ亡びざるの國あらず。………耳目の聞見するところを以てしても、齊・荊・燕は嘗て亡び、宋・中山はすでに亡び、趙・魏・韓みな亡びたり。それみな故國なり。これより以上は、亡國あげて數ふべからず。（自古及今、未有不亡之國也、………以耳目所聞見、齊荊燕嘗亡矣、宋中山已亡矣、趙魏韓皆亡矣、其皆故國矣、自此以上者、亡國不可勝數＝『呂氏春秋』、巻第十、孟冬紀第十、安死）

斉・荊（＝楚）・燕・韓・魏・趙の六国が亡び、秦が霸者としてのこったのである。この現象は、秦の〃義兵〃の作用としておこったのであるということになるであろう。

(ロ)　呂氏グループの目ざす体制

呂氏グループは、戦乱の〃今の世〃に、どのような体制を作り出そうと目ざしたのであろうか。彼らはまず、以下のごとくいう。

○王者は一を執りて、萬物の正を爲す。軍に必らず將あり、これ

を一にする所以なり。國に必ず君あり、これを一にする所以なり。天下に必ず天子あり、これを一にする所以なり。天子は必らず一を執る、これをもっぱらにする所以なり。一なれば則ち治まり、兩なれば則ち亂る。（王者執一、而爲萬物正、軍必有將、所以一之也、國必有君、所以一之也、天下必有天子、所以一之也、天子必執一、所以摶之也、一則治、兩則亂＝『呂氏春秋』巻第十七、審分覽第五、執一）

天下には、天下を統一する王者、つまり天子がなければならないと、ここでは強調されている。天子の権力が確立しなければ、天下は乱れるほかないということになる。では、この天子と君、つまり諸侯との関係については、どのように考えられているのであろうか。

○封建を衆くするは、以て賢に私するにあらざるなり。勢に便じ威を全うするゆえんにして、義を博うするゆえんなり。義、利を博くすれば、則ち敵なし。敵なきものは安し。故に上世をみるに、その封建衆きものは、その福ながく、その名あらはる。（衆封建、非以私賢也、所以便勢全威、所以博義、義博利則無敵、無敵者安、故觀於上世、其封建衆者、其福長其名彰＝『呂氏春秋』巻第十七、審分覽第五、愼勢）

○凡そ王なるものは、窮苦の救なり。水には舟を用ひ、陸には車を用ひ、塗には輴（そり）を用ひ、沙には鳩を用ひ、山には樏を用ふ。その勢に因（したが）ふものは、令おこなはれ、位尊きものは、その教したがはれ、威立つものは、その姦やむ。これ人を畜ふの道なり。故に萬乘を以て千乘に令するはやすく、千乘を以て一家に令するはやすく、一家を以て一人に令するはやすし。こころみにこれに反すれば、堯舜と雖も能はず。諸侯は人に臣たるを欲せず、而も已むを得ず。その勢便ならずんば、則ちなにを以て臣をおさめん。輕重を權（はか）り、大小を審らかにし、建封を多くするは、その勢に便ずるゆえんなり。王なるものは勢なり。王なるものは、勢敵なきなり。勢に敵あれば、則ち王者癈（すた）る。（凡王也者、窮苦之救也、水用舟、陸用車、塗用輴、沙用鳩、山用樏、因其勢也者、令行、位尊者、其教受、威立者、其姦止、此畜人之道也、故以萬乘令乎千乘易、以千乘令乎一家易、以一家令乎一人易、嘗試反此、雖堯舜不能、諸侯不欲臣於人、而不得已、其勢不便則奚以易臣、權輕重審大小、多建封、所以便其勢也、王也者勢也、王也者勢無敵也、勢有敵則王者癈矣＝『呂氏春秋』巻第十七、審分覽第五、愼勢）

呂氏グループは、社会体制としては名称上古来の封建制を主張する。しかし、ここに引いた文章に明らかなように、彼らは、天子と封建された諸侯とのあいだに、〝勢〟というものを介在させている。このことによって、従来、儒家によってとなえられてきた封建制に、異質なものが加えられたことになる。そのため、封建制そのものが変質させられ、性質の異なったものとして考えられるに至ったとみてよい。そのことは、例えば周の封建制について伝える、以下の文章をみることによっても、明らかであろう。

○（周の襄）王怒る。將に狄を以て鄭を伐たんとす。富辰諫めて曰く、不可なり。臣これを聞く、大上は徳を以て民を撫で、その次は親を親しみ以て相及ぼすと。むかし周公二叔の咸（おな）じからざるを弔む。故に親戚を封建して以て周に蕃屛とす。（王

怒、將以狄伐鄭、富辰諫曰、不可、臣聞之、大上以德撫民、其次親親以相及也、昔周公弔二叔之不咸、故封建親戚、以蕃屏周（＝『春秋左氏傳』僖公二十四年）

このように、伝統的な封建制は、〝親〟という、宗族的秩序を支える道徳を、封建するものとされるものとのあいだに介在させることによって成立していたのであるということができるであろう。[15] ところが呂氏グループでは、「建封を多くするは、その勢に便ずるゆえんなり」、という。さらに、「勢に敵あれば、則ち王者廃る」ともいっている。ところで、〝勢〟そのものは、周知のごとく、慎到（BC三五〇～BC二七五）[16]によってとなえ始められたとされている。その内容については、韓非（BC二八〇～BC二三三）[17]の『韓非子』巻第十七、難勢第四十によって、いま知ることができる。それによると、〝勢〟とは、高い地位にともなう、強大な権力に由来する、ある種の力である。[18] これは、〝親〟つまり宗族の心情的つながりとは、必ずしも相いれない。むしろ、それを無視し、ひたすら王権の突出することを志向するものである。封建が主流であったとされる春秋時代でさえも、すでに〝県〟はあったもののごとくである。[19] 諸侯との広いいみでの連帯の意識をとなえることなく、王権の勢位のみをひたすらそびえさせようとするのが、呂氏グループの立場であった。彼らのこの主張は、春秋以来の、封建とわずかの県制の併存した状況から、県制が、一段と拡大される可能性を大きくしようする立場につらなり、支持するはたらきを演じたものと見ることができる。つまり、封建制から郡県制へのみちをつけ、始皇の絶対的独裁権確立への方向づけを、呂氏グループのさきのことばは、示唆したものといえるであろう。

おわりに

呂氏グループの、あらゆる考え方の基本となっているのは、身体の健康を保持することと、国家を安泰にみちびくこととは、同一の原則によってつらぬかれているということである。身体をおさめることは、長寿をうることを目ざして行われる部分が多い。長生きをするには、日常的に、体に害となる物体や条件を除かねばならない。そうして、体調を日々によい方向へ向け、高めていく必要がある。そのためにはまた、特に体調をくずしたような時に、薬品や滋養に富む食品が、大きな役割を果たすのである。では、国家の場合はどうであろうか。国家は、常に安泰ではありえない。乱れることも無いわけではない。身体における病気に相当するものが、国家における〝乱〟である。それを正すために、〝義兵〟があった。呂氏グループのいわゆる〝今の世〟は、〝乱〟の状態であった。このような時代にこそ、〝義兵〟が作動して、安定と向上とを国家社会にもたらすべきである。彼らの考えによれば、国家は、〝乱〟の生ずるごとに〝義兵〟が作用し、より高い状態に整序され、進歩させられきた。そのような国家社会の動向を、時間の経過を通してながめてみた場合、それはラセン型の円運動のくりかえしとしてとらえられている。したがって、国家社会の歴史は、より低い段階から、高い段階へ、いわば進歩してゆくものとして、ここでは認識されている。そのため、〝今の世〟を治めるための権威となるべき規範は、上古に求めても

得られない。呂氏グループは、儒家の、いわゆる先王思想[20]とは相いれないところがある。

呂氏グループは封建制によりながらも、従来そこで重視されてきた、儒家のとなえるところの〝親〟に関心を示さない。つまり封建制を支えてきた宗族的つながりの意識である〝親〟よりも、拡大強化された王権に生ずる〝勢〟に、王が乗ずることが大切であり、そのことによって王が絶大な独裁権力をかくとくすることこそが、他の何にも増して重要であるという。諸侯たちに対して、王権が突出することがなければ、国家社会に安定はないというのである。呂氏グループのこの見解は、結果からみて、社会体制を封建制から郡県制へと方向を変えさせようとする動きを支持し、あるいはそれを推進させるための一つの契機ともなる重要な役わりを演じたのだと見てよいであろう。

呂不韋と秦の始皇とは、こまかな点にいたるまで数えたてればきりがないほどの対立点を持つ[21]。お互いに個性の強い存在どうしであったからである。一般的にいって、人間の行動の方向づけには、その根底になるところに、各々の価値観や歴史観などが横たわっているであろう。上古の、先王を尊ぶことよりも、後の世をすすんでいるとし、その発展した世の中における規範をこそ則るべきものと見る立場には、後世の王とその世ほど尊いとする価値観と、歴史の進歩を信ずる歴史観とがこめられている。また、周封建制を変質させ、のちの始皇の郡県制という独裁政治へもつながりうる主張には、新たな改革を目ざす社会観の芽生えがひそんでいる。このような、行動の根幹となる価値観や歴史観などにおいて、実は呂不韋と秦の始皇とは、軌を一にするところがあったといってよい。したがって、『呂氏春秋』において、呂氏グループののべるところをとおして見るかぎり、それは本質的に始皇と対立するものではない。そこからは、伝えられているごとく、呂不韋が死刑をおそれて自殺する[22]ほどの原因は見出せない。そのため、呂不韋と始皇の立場をめぐって、呂不韋は秦の覇業に反対したとする説に対しては、左袒することはできない。

注

① 皇帝の称号は、斉を亡ぼして中国を統一した、即位二十六年目、西暦紀元前二二一年にはじまる。それは以下のごとくである。「號曰皇帝、……朕爲始皇帝、後世以計數、二世三世至于萬世、傳之無窮」＝『史記』巻六、秦始皇本紀第六。なお、「始皇帝、二世、三世云々」の、はじめて用いられた時期については、栗原朋信著『秦漢史の研究』（昭和三十五年、吉川弘文館刊）第二章、「『始皇帝』という名號について」を参照。

② 丞相と相国については一般に、以下のようにとらえている。「官名、秦置、位尊於丞相」＝『辭海』（中華民國三十七年版）。このように、相国の方が、丞相より位が高いとされている。

③ 仲、中也、次父也、蓋効齊桓公以管仲爲父＝『史記正義』。

④ 有始覧のみ七篇で、他の七覧はすべて、それぞれ八篇から成っている。このような『呂氏春秋』の整然とした篇数のわりあてぶりからして、これは不自然で、有始覧から一篇が亡佚したといわれているのが当っているであろう。

⑤ 殷の湯王につかえた賢臣。『史記』殷本紀参照。

⑥ 分、謂仁義禮律殺生與奪之分也＝高誘注。一方、陳奇猷は「分、謂君臣上下之分、人主之分爲執柄御下、人臣之分爲盡職治事、此法治之要。若夫仁義禮律乃儒家定分之實、殺生與奪乃人主之行法之柄（韓非子二柄曰、明主之所導制其

臣者、二柄而已矣、二柄者、刑德也、何謂刑德、曰殺戮之謂刑、慶賞之謂德、正可説明此義」。高氏不明法家學説、故其注此數篇多誤」という（『呂氏春秋校釋』一〇三二頁〔注二二〕）。この篇の主旨は、大勢は陳奇猷のいうように、法家のものである。しかし、この引用の本文「惡氣苛疾」の「苛疾」を李寶先のごとく、単なる「篤疾」ととるのではなく、高誘のとっているはずの「鬼病」の方を、神權時代の状況をよく反映しているとして、高誘の説を採用したほうがよいと陳奇猷は考えているのである。（『呂氏春秋校釋』一〇三二頁、〔注四〕）。したがって、この「惡氣」と深くかかわっているはずの〝分〟についても、法家との関連でのみとらえるのは、やはり狭いであろう。そのため、高誘のように広くとって、仁義など、人格的な分野にまで広げて考えるべきだと思われる。そこで、小論では、人主としてふさわしい仁義等の道徳の体現者、つまり欲望の放出においても調和のとれた〝情〟のあり方をわきまえていることをも、この〝分〟のうちにふくませて考えた。

⑦『金沢大学教養部論集』人文科学篇27～2、拙稿「狂気から正気へ―『呂氏春秋』における陰陽家と農家―」参照。

⑧例えば第一章一に『呂氏春秋』巻第一、仲冬紀第一、情欲から引いた「天生而使有貪有欲」。

⑨『呂氏春秋』巻第三、季春紀第三、圜道。

⑩以下に原文では前の引用文の、「人曰蚩尤作兵矣、蚩尤非作兵也、利其械矣、未有蚩尤之時、民固剝林木以戰矣」の部分があり、ここの「勝者云々」につづく。

⑪畢沅曰、趙云、天子既絶、謂周已亡而秦未稱帝之時也（陳奇猷『呂氏春秋校釋』三九五頁、〔注四〕）。

⑫「今之世、學者多非乎攻伐、非攻伐而取救守」の「學者」について陳奇猷は、「學者指墨家之學者。墨子非攻、故其書有非攻」という。（『呂氏春秋校釋』三九六頁、〔注一三〕）。

⑬錢穆『先秦諸子繫年』による。

⑭同右書。

⑮例えば、つぎのような見方がある。

　周知のように、「封建」は、先秦儒家によって、天子を頂點とする累層的な宗法的秩序として觀念され、かれらは、それら宗族内のおよび宗族間の秩序を禮として内面化し、道德的に規範化することによって、その價値體系を作りあげたのであった。そのような「封建」が、のちのちまでも、現實の經世論の論議の對象となるということは、必ずしも、全く現實を無視した、古典の觀念的世界の單なる祖述とのみはいいきれず、むしろ、そのような祖述と主張を可能とするような、宗族的性格の社會的基盤が、形を變えつつも、のちのちまでも一般の社會の基底に生きて作用しているからにほかならない。このことは、郡縣制の積年の弊害を改めるために、地方宮の世襲と、氏族的秩序による人民の組織化の必要を說いて、「封建」の意を「郡縣」のなかに寓すべきことを論じた、顧炎武の郡縣論九篇からも明瞭に看取することができる。（昭和三十五年二月、弘文堂刊行、增淵龍夫著『中國古代の社會と國家』、第三篇第二章「先秦時代の封建と郡縣」）。

⑯錢穆『先秦諸子繫年』による。なお、愼到は趙の人で、初期法家学者の一人。『史記』孟荀列傳等參照。

⑰錢穆『先秦諸子繫年』。

⑱愼子曰、飛龍乘雲、騰蛇遊霧、雲罷霧霽、而龍蛇與螾螘同矣、則失其所乘也、賢人而詘於不肖者、則權輕位卑也、不肖而能服於賢者、則權重位尊也、堯爲匹夫不能治三人、而桀爲天子能亂天下、吾以此知勢位之足恃、而賢智之不足慕也、夫弩弱而矢高者、激於風也、身不肖而令行者、得助於衆也、堯教於隸屬而民不聽、至於南面而王天下、令則行、禁則止、由此觀之、賢智未足以服衆、而勢位足以詘賢者也＝『韓非子』巻第十七、難勢第四十。

⑲顧炎武（一六一三～八二）、『日和録』巻二十二、郡縣。

⑳伊藤計「後王思想研究―荀子の歴史観の角度からの一考察―」（京都大学文学部中国哲学史研究室、一九六六年刊『中国の文化と社会』⑫）。

㉑　郭沫若『十批判書』（科学出版社、一九五六年刊）四五五頁参照。ここには、呂不韋と秦の始皇の相反するところを十八項目に分けてあげてある。しかしここではそれらが、本質的な相違か、現象面のものかについての検討が十分になされているとはいえない。

㉒　呂不韋自度稍侵、恐誅、乃飲酖而死＝『史記』呂不韋列傳第二十五。